

# 軽自動車税の税制改正にかかる税率変更について

平成26年度税制改正により、軽自動車税の税率変更が行われます。

## ■ 原動機付自転車および二輪車等の税額の変更

平成27年度課税から、原動機付自転車および二輪車、小型特殊自動車の税率が、以下のとおり変更されます。

車種区分		税率(年額)	
		現行税率 平成26年度以前	新税率 平成27年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	三輪以上(ミニカー)	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,000円
	その他	4,700円	5,800円
二輪の軽自動車(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

## ■ 三輪及び四輪の軽自動車の税額の変更

平成27年度課税から、軽四輪等の税率が、下表のとおり変更されます。

※軽四輪等については、平成27年4月1日以後に最初(新車)の新規検査を受けるものから新税率を適用します。

※平成26年度までに最初(新車)の新規検査を受けたものについては、現行の税率のままです。

車種区分			税率(年額)		
			平成27年度から		平成28年度から 【重課税率】
			平成27年3月31日以前に 新車新規登録を受けた車両	平成27年4月1日以後に 新車新規登録を受けた車両	新車新規登録から 13年を経過した車両
軽自動車	三輪		3,100円	3,900円	4,600円
	四輪乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	四輪貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

※平成28年度課税から、最初(新車)の新規検査から13年を経過した軽四輪等について、税率の概ね20%の重課を導入します。ただし、「燃料の種類」が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引自動車は除きます。

平成27年度税制改正の改正案において、「二輪車の新税率適用開始の1年間延期」や「軽自動車税のグリーン化特例(軽課)の導入」などが示されました。

現在、国会審議中となっておりますので、詳細がわかり次第、ホームページ等でお知らせいたします。